

連合島根 2025 年度活動計画（案）

I. はじめに

- 連合は、第 18 期運動方針にもとづく活動を進め、前半年度では、国際的な政治経済情勢・物価上昇の影響により厳しさが続く国民生活に対応した経済・雇用・生活対策、多様な雇用・就労形態で働く人々とのつながり構築、ジェンダー平等・多様性の推進、連合運動の再構築とそのための基盤強化に向けた 4 つの改革パッケージの実践などに取り組んできた。
- 「令和 6 年能登半島地震」に際しては、救援カンパ、政府・政党への要請行動、救援ボランティアの派遣、女性・子どもへの物資支援など、被災地・被災者に寄り添った支援に組織を挙げて取り組んできた。
- 後半年度においては、「働くことを軸とする安心社会」に向けて社会経済のステージ転換を確かなものにするべく取り組みを推進するとともに、「連合ビジョン」の内容点検および 4 つの改革パッケージの検証を進めていく。

II. 後半年度における運動のポイント

1. 社会経済のステージ転換に向けて

- すべての働く仲間をまもり、つなぐ取り組みとして、職場点検活動、オルガナイザーの増員、組織拡大担当者のスキルアップなどを通じて組織拡大・強化を進めてきた。あらゆる活動を進める源泉は組織力であり、前半年度に行った組織人員の減少要因の分析・課題の把握などを踏まえ、構成組織・地方連合会・連合本部が一体となって組織拡大・強化に強力に取り組んでいく。
- フリーランスの労働環境改善に向けては、「アドバイザリーボード」やフリーランスサミットの開催などを通じて、課題解決に取り組んできた。後半年度は「フリーランス新法」の施行も念頭に、曖昧な雇用で働く就業者のセーフティネット強化・仲間づくりに向けて、連合が設立する「フリーランス労災保険センター」および Wor-Q の周知・加入促進をはかっていく。
- 連合運動への理解・共感・参加を広げるための取り組みとして、「連合アクション」による統一行動、積極的な情報発信、統一ロゴ・ワードを活用したイメージアップなどを進めてきた。連合総研・連合「労働組合の未来」研究会では報告書を取りまとめ、シンポジウム・記者説明会などで積極的に発信した。後半年度は、発信力・拡散力の強化、コミュニケーションの活性化をはかりながら、組織内外に広く労働組合の価値を浸透させていく。
- 2024 春季生活闘争では、1991 年以来となる定昇込み 5% 台の賃上げが実現するなど、ステージ転換に向けた大きな一歩を踏み出した。「連合アクション」とも連動した諸行動の展開、積極的な情報発信、中央・地方における政労使の対話などを進めた結果、社会的な注目度を高め、継続的な賃上げや適正取引に向けた社会的機運の醸成につながった。経済も賃金も物価も安定的に上昇するステージへの転換を確実なものとするために、2025 闘争方針の確立に向けて議論を深めていく。
- 少子高齢化・人口減少に歯止めがかからず、格差の拡大・貧困の固定化など構造課題が山積する日本において「働くことを軸とする安心社会」を実現するには、構造課題の解決と将来不安払しょくに向けた抜本的な対策が必要である。前半年度は中長期的政策構想である「税制・社会保障・教育」の 3 構想の見直しに着手するとと

もに、働き方に中立的な社会保険制度などの検討、雇用のセーフティネットの拡充、GX推進における「公正な移行」の実現などに取り組んできた。後半年度はこれらに加え、働き方改革関連法の実効性確保や、労働者保護に資する労働関係法制の見直しに向けて、政策・運動の両面から取り組みを進める。さらに、財政規律と歳出構造の見直し、加速化する生成AIなどへの対応、次期年金制度改革、給特法改正について、連合組織内議員懇談会や連合フォーラム議員などと連携しながら取り組んでいく。

- ジェンダー平等社会実現に向けて、「共働き・共育て」の観点から育介法の改正、子の福祉の確保に向けた民法改正に向けた審議会および国会対応を行った。また、労働組合におけるジェンダー平等推進のため、ジェンダー監査の取り組みを促すとともに、PTを立ち上げ、連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ1の総括、フェーズ2の検討を行った。後半年度は、連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2達成に向け、すべての労働組合における取り組みを加速させるとともに、カスタマー・ハラスメントを含むハラスメント対策強化、女性活躍に係る取り組みの実効性向上に向けて取り組んでいく。
- 与党の政権運営の綻びや政治とカネの問題に対する国民の不信感は極めて高まっている。来たる国政選挙に向けては、与党を過半数割れに追い込み、今の政治をリセットする好機ととらえ、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に向けて取り組んでいく。
- 2025年は第二次世界大戦の終結から80年の節目となる。ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢、ミャンマー問題など、各地で平和や人権が脅かされている世界情勢の中、国際労働運動との連携を強化し、自由・人権が保障された平和で民主的な社会の実現を追求していく。

2. 連合ビジョンおよび改革パッケージの検証・見直しに向けて

- 第18期は、3期6年で取り組む4つの改革パッケージ（①運動領域と重点化、②組織体制・運営、③人財の確保と育成、④財政）実行・検証サイクルの最終期にあたる。2019年以降、「中央会費制度実行プラン」「総合的な人財戦略プログラム」のもと、連合財政の見直し、人財の育成を実行に移してきた。また、組織拡大目標必達への取り組み、労働相談体制の強化、「地域ゼネラル連合」創設に向けた準備、Wor-Qの拡充、地域協議会・地方ブロック連絡会の活動活性化、産業別・業種別部門連絡会の活性化など、それぞれ具体化を進めてきた。
- 第18期の後半年度は、これら実践を着実に進めるとともに、加速する人口減少や技術革新、グローバル化の進展、政策・制度実現の進捗などを踏まえ、「連合ビジョン」の内容点検と改革パッケージの検証を行い、必要な改善をはかっていく。

Ⅲ. 2025年度の具体的な活動計画および活動計画表

次頁以降のとおり。

【重点分野－１】

すべての働く仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

1. 2024年度の取り組みで達成された内容

- (1) 過半数代表適正化や労働者代表制に関する取り組みでは、「Action!36」などと連携しつつ、リーフレット等を活用した職場点検活動の実施や、定着に向けた構成組織の取り組み状況の確認、全国社労士会連合会など関係団体との意見交換を行った。また、職場点検活動にもとづく組織拡大・強化の取り組みを行った。
- (2) 労働協約の地域的拡張適用の取り組みでは、構成組織等との連携をはかるとともに、担当者会議での取り組み事例の共有を行った。
- (3) 労災保険特別加入制度については、対象範囲が特定受託事業者等（特定フリーランス事業に従事する者）に拡大された。これを踏まえ、連合として労災保険特別加入団体設立に向けた取り組みを進めた。
- (4) 集团的労使関係の強化につながる取り組みの推進では、2024年5月、連合HP内に、「より良い職場づくりポータル」を開設した。
- (5) Wor-Qサイトの運営等を通じてフリーランスの様々な声を集約、および情報発信を行った。
- (6) 「アドバイザリーボード」を通じ、フリーランスの方々との連携強化、フリーランスの方々の連合に対する理解の深化、とりわけ文化芸能芸術分野のフリーランスの課題の可視化を行い、「フリーランスサミット」の開催による課題解決に向けた世論喚起を行った。
- (7) 地域ゼネラル連合創設に向けて、特別参加組織・地域ユニオン・地方直加盟組織として地方連合会に属する組織の実態調査を実施した。
- (8) 地域ゼネラル連合創設準備会を開催し、活動の平準化と魅力ある活動に向けて、（新）地域ユニオンの規約、組合員福祉（共済制度等）などを検討した。また、構成組織への移行および（新）地域ユニオンへの加盟に際しての課題について検討を行った。
- (9) 連合本部、構成組織、地方連合会と連携した未組織企業の組織化に取り組んだ。
- (10) 構成組織へのヒアリングによる、組合員減少要因・課題の把握と共有化および過半数労働組合の職場点検状況の把握を行った。
- (11) 連合オルガナイザーの増員および組織拡大担当者のスキルアップを行った。
- (12) 日常の労働相談や組合づくり相談会から組織化に向けた取り組みおよび2024春季生活闘争、医療・介護フェスと連動した組合づくりの発信を行った。
- (13) 「連合プラットフォーム（笑顔と元気のプラットフォーム）」を活用した、経営諸団体との懇談会開催、および取り組み推進に向けた地方連合会への発信と取り組み状況の集約、共有を行った。
- (14) 「05（れんごう）の日」を中心に、各局と連携して取り組みを実施した。
- (15) 労働組合や連合のイメージアップの取り組みとして、統一ワードロゴの作成やそのロゴを使った器材を作成した。また連合のブランディングに向け、海外の労働組合の好事例を取材した。
- (16) 情報発信力強化の取り組みでは、RENGO ONLINEにおいて、1年間で150以上の記事を発信、SNSでは構成組織とのコラボ企画や担当者向けに勉強会などを開催した。

2. 残された課題

- (1) 過半数代表適正化や労働者代表制に関する取り組みにおける職場点検活動の継続、および組織拡大・強化の取り組みの推進、過半数代表制運用の適正化の徹底および規定の厳格化に向けた取り組み
- (2) 労働協約の地域的拡張適用の取り組みにおける組織内における取り組みの成果を社会全体へ波及させる運動の展開と、労働協約拡張適用に関する構成組織等との連携
- (3) 労災保険特別加入制度の対象範囲の拡大にともなう労災保険特別加入団体設立および適切な運営
- (4) ポータルサイトの内容の拡充をはじめ、集团的労使関係の強化につながる取り組みの推進
- (5) Wor-Q サポートセンターにおける連合ネットワーク会員およびWor-Q 共済加入者の拡大
- (6) 労災保険別加入団体の運営と加入促進、加入者への安全衛生教育
- (7) 文化芸能芸術分野以外の業界団体との連携
- (8) 地域ゼネラル連合の運動方針の策定と具体的な運営、共済制度の検討・導入
- (9) 特別参加組織・地域ユニオン・地方直加盟組織に加盟する組織の構成組織への移行と（新）地域ユニオンへの加盟の推進
- (10) 建設系労組の加盟形態のあり方の検討
- (11) 構成組織、地方連合会と連携した組織化の具体化と企業内未組織・未加盟者・産別未加盟組織の組織化、子会社・関連会社、中小、地場の未組織企業の組織拡大および機運醸成と一体的な運動
- (12) 組合員減少要因分析、過半数労働組合の職場点検、組合員範囲状況の把握および組織拡大・強化につなげる取り組み
- (13) 「組織拡大プラン 2030」の中間総括およびフェーズⅡの方針策定
- (14) 労働相談、労働協約の地域的拡張適用、多様な働き方に対応する組織拡大および経営者団体・業界団体と連携した労働組合の必要性の発信
- (15) 中小企業振興基本条例制定に向けた取り組みの推進と地方連合会支援
- (16) 新たな手法等を試行しつつ、「理解・共感・参加」につながる運動を展開
- (17) 統一ワードとロゴの周知徹底と活用の促進
- (18) 連合のブランディングに向け、国内外の労働組合のヒアリング調査を実施
- (19) RENGO ONLINE やSNS など活用した発信力・拡散力の強化

2025 年度活動計画（案）

1. 多様な就労者を含めた集团的労使関係の構築・強化

- (1) すべての職場における集团的労使関係の構築に向け、構成組織・地方連合会との連携のもと、組織化・組織強化に取り組む。労働者代表制の今後の導入も視野に入れ、労使協定締結や過半数代表制の実態把握や適正運用の徹底をはかるとともに、研究会等の動向を踏まえつつ、現行の過半数代表制の規定の厳格化に向けて、役割・機能の検証などを行う。
- (2) 集团的労使関係による成果を、より多くの働く仲間に波及させるために、労働協約の拡張適用に関する事例の共有を行うとともに、構成組織・地方連合会と連携のうえ、課題を整理し、労働協約の拡張適用に取り組む。
- (3) 連合の「『曖昧な雇用』で働く就業者の法的保護に対する連合の考え方」を基

本に、労災保険特別加入団体の適切な運営などによる社会的セーフティネットの強化や、「労働者」概念の見直し・拡充などに取り組む。

- (4) 「より良い職場づくりポータル」の充実をはかるなど、引き続き集团的労使関係の強化につながる取り組みを推進する。

2. 働く仲間をつなぎ支える取り組みの推進と新たな課題への対応

- (1) 連合ネットワーク会員および Wor-Q 共済加入の拡大に向けて、Wor-Q サイトの PR 活動とコンテンツのさらなる充実をはかるとともに、労災保険特別加入団体への会員拡大とも連携し、多くのフリーランスのセーフティネットの仕組みとして機能させる。「アドバイザリーボード」や「フリーランスサミット」において可視化された文化芸能芸術分野におけるフリーランスや、他フリーランスの横断的な課題等を踏まえ、フリーランスの就業環境の改善に向けて取り組む。

- (2) 地域ゼネラル連合のスタートに向けて、運動方針の策定や具体的な運営方法、(新) 地域ユニオンの魅力ある活動の展開に向けた検討を進める。さらには、特別参加組織・地域ユニオン・地方直加盟組織に加盟する組織の構成組織への移行および(新) 地域ユニオンへの加盟を推進する。

また、建設系労組の実態調査にもとづき加盟形態のあり方について検討する。

3. 「組織拡大プラン 2030」の実現に向けた組織拡大目標の必達と基盤強化

- (1) 連合本部は、構成組織、地方連合会が掲げた組織拡大目標に対する進捗状況や課題を把握し、連合本部、構成組織、地方連合会の連携による組織拡大を進める。構成組織は、企業内の未組織・未加盟者、子会社、関連会社の組織化、地方連合会は中小・地場の未組織企業の組織化に向けて全力で取り組むとともに、機運醸成・一体的な運動を展開する。

- (2) 組合員の減少要因の分析、過半数労働組合の職場点検など職場実態を把握するとともに、労働協約や組合員範囲の見直しなど働きかけを行い、構成組織と連携した企業内における組織拡大・強化につなげる。

- (3) 「組織拡大プラン 2030」フェーズⅠ（～2025 年 9 月迄）の人的な基盤強化に向けて、ジェンダーバランスを踏まえた組合づくりを担う人財の確保と育成、ネットワーク構築を着実に進める。また、各組織における組織拡大の取り組み状況を把握するため、実態調査を実施し調査結果をもとに、中間総括（フェーズⅠ）およびフェーズⅡの方針策定を行う。

- (4) 労働相談、労働協約の地域的拡張適用、多様な働き方に対応する組織拡大につなげるための、仕組みづくりに取り組む。また、健全な労使関係構築に向けて、経営者団体・業界団体などに働きかけを行うなど、あらゆる機会を通じて組合づくりや集团的労使関係の重要性を広く社会に発信する。

4. 連合プラットフォーム（笑顔と元気のプラットフォーム）を活用した中小企業・地域の活性化に向けた取り組み

- (1) 笑顔と元気のプラットフォームを活用し、中小企業の経営基盤強化と地域活性化を進めるとともに、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを行う。

- (2) 中小企業を支える経営諸団体と日常的な連携を深め、情報を共有するとともに、労使が抱える共通の課題などへの対策について取り組みを進める。

- (3) 2021年4月からスタートさせた島根県立大学との共同事業（最終年度）を推進するとともに、成果発表や学生との意見交換、地域の様々な機関と連携できるフ

オーラム等の開催を行う。

5. 新しい運動スタイルによる世論形成・政策実現と、すべての働く仲間とともに「必ずそばにいる存在」となる運動の展開

- (1) 労働運動の「理解・共感・参加」の好循環に向け、「05（れんごう）の日」を中心に、構成組織・地方連合会・連合本部が一体となって、新たな手法等を試行しつつ、政策と運動の両輪としてすべての働く仲間や生活者とつながる「連合アクション」を展開する。
- (2) 連合や労働組合のイメージアップに向け、国内外の労働組合のヒアリング調査や若者とともに進める参加型運動の考え方などを踏まえ、ブランディング戦略の具体的施策を検討し進める。
- (3) RENO ONLINE の読者を増やす施策を検討するとともに、構成組織・地方連合会・連合本部のSNSなどを活用した発信力・拡散力を強化する。
- (4) 連合島根は、労働組合の社会的認知と信頼を得られる存在となるため、また、なくてはならない地域から求められる存在となるべく、基礎自治体の会議体への参画や、経営者団体との連携に努め活動を推進する。

【重点分野－２】

安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

1. 2024 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 2024 年度予算編成・税制改正では、政府・政党・業所管省庁への要請行動、財政制度等審議会での意見反映、税財政セミナーの開催、RENGO ONLINE での世論喚起などに取り組んだ。特に「給付付き税額控除」の仕組み構築と燃料課税の「当分の間税率」の廃止は、器材の提供に加え、地方連合会による自治体や地方議会への要請行動など、組織一体での取り組みを行った。
- (2) 新しい資本主義実現会議では、特に三位一体の労働市場改革には労働者保護が大前提との立場で意見反映に努めた。
- (3) 2024 年度診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定に向けて、審議会などで現場労働者のさらなる処遇改善を求めた。改定では、従来以上に賃上げすることに重点を置いた改定が実施された。
- (4) 子ども・子育てを社会全体で支える提供体制の構築に向けて、こども未来戦略への意見反映や国会議員への働きかけを行った。子ども・子育て支援法等改正法により、4・5 歳児の保育士の配置基準の見直し、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などが進められることとなった。
- (5) 生活に困難を抱える人への重層的な支援体制の構築を求め、審議会や国会審議への働きかけを行った。生活困窮者自立支援法等改正法により、複雑化する課題への対応力が強化されるとともに、国会審議では支援機関の人員体制確保や処遇改善をはかる施策の推進などが附帯決議に盛り込まれた。
- (6) 中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」では、学校の働き方改革と教員の処遇改善について一定の前進はしたものの、労働基準法第 37 条の適用など給特法の抜本的な見直し実現には至らなかった。
- (7) 消費者シンポジウムを開催し、食品安全問題の現状と課題認識を共有した。
- (8) 重要経済安保情報保護活用法案の国会審議では、個人のプライバシー保護や不利益取り扱い禁止の実効性担保に対する議論が深まり、附帯決議に盛り込まれた。
- (9) 日本版ライドシェアの施行にあたっては、既存の公共交通で保障されている安全・安心の確保、雇用を前提とした労務管理と安全管理の徹底について厳格に対応するよう、政府・政党・業所管省庁に求めた。
- (10) GX 実行会議では、GX2040 ビジョンの基底に「公正な移行」の実現を据えることや良質な雇用創出の必要性などについて意見した。
- (11) 気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）では、政府・経済団体などと意見交換するとともに、環境大臣に対し「公正な移行」の具現化と社会対話の実施を要請した。
- (12) CCS 事業法案の参考人陳述で、地域関係者の意見聴取の担保などを求めた結果、衆参の附帯決議で連合の意見が盛り込まれた。
- (13) ピークカットアクション 2023 冬・2024 夏を通じて生活者の脱炭素の取り組みを促進するとともに、カーボンニュートラルに関する意識調査を実施した。
- (14) 審議会や要請などを通じて、令和 6 年能登半島地震を踏まえた各種助成措置や雇用創出事業の実施、「人への投資」の拡充など、雇用政策の強化に取り組んだ。
- (15) 雇用保険法の改正では、適用拡大を含めた雇用のセーフティネットの拡充に向け、審議会や国会審議を通じて意見反映を行った。国会の参考人陳述において連

合の意見を述べ、労働保険特別会計の財政安定化などに関する附帯決議が付された。

- (16) 外国人技能実習法の改正に向けては、入管庁に設置された有識者会議において労働者保護の観点から意見反映を行うとともに、厚労省、入管庁、外国人技能実習機構への要請行動を行った。国会審議により、制度の適正運営や労働者の権利保護に資する附帯決議が付された。
- (17) 事業性融資推進法の制定に向け、金融庁ワーキンググループにおいて労働者保護の観点から意見反映を行った。国会の参考人陳述において連合の意見を述べ、労働者の雇用安定や労働債権の保護に関する附帯決議が付された。
- (18) 「働き方改革関連法」の定着や障がい者雇用の促進に向け、職場点検機材を作成し、展開した。また、時間外労働上の上限規制や勤務間インターバル制度などの定着状況に関する実態調査を実施し、公表した。
- (19) 厚労省「労働基準関係法制研究会」において労働関係諸法に関する検討が開始されたことを踏まえ、労働基準法などに関する学習会を実施した。
- (20) 「Action!36」を通じて、36協定の適切な締結や長時間労働是正の必要性などを組織内外に訴える取り組みを行った。
- (21) 担保法制の見直しに関し、法制審議会担保法制部会において検討が行われ、労働債権の保護などについて意見反映を行った。
- (22) 第6次連合労働災害衛生取り組み指針にもとづき、連合セイフティネットワーク集会を開催し、産業保健に関する好事例の共有などを行った。審議会では、個人事業者の安全衛生対策について、就業者保護の観点から意見反映を行った。
- (23) 2024 春季生活闘争は、賃上げに向けた社会的機運の醸成に主体的に取り組んだ結果、1991 年以来となる定昇込み 5% 台の賃上げが実現した。
- (24) 政府に求めた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が 2023 年 11 月に公表され、地方版政労使会議が 2024 年 1-3 月にすべての都道府県で開催された。
- (25) 公契約条例制定に向けた地方連合会との実践的な情報交換を開催した。
- (26) 中央最低賃金審議会における 2024 年度地域別最低賃金額改定目安審議では A ランク 50 円、B ランク 50 円、C ランク 50 円となった。

2. 残された課題

- (1) 連合の「税制改革構想」および「教育制度構想」の点検
- (2) 日本の構造課題の解決につながる予算措置と「給付付き税額控除」の仕組みの構築、所得再分配機能の強化、自動車関係諸税の軽減・簡素化など、税制の抜本改革に向けた取り組み
- (3) 訪問介護など報酬改定による影響の検証と、医療・介護・障がい者福祉・保育などで働くすべての労働者の賃金・労働条件のさらなる改善
- (4) 次期年金制度改革に向けた対応、働き方に中立的な社会保険制度等のあり方に関する考え方の構築と連合の「社会保障構想」の点検・見直し
- (5) 保育士の配置基準の改善、こども誰でも通園制度に必要な保育人材の確保、子ども・子育て支援金制度の評価・検討の場への参画
- (6) 住宅確保要配慮者に対する恒常的な居住保障の確立
- (7) 自然災害の被災者に対する生活再建支援の拡充やライフラインなどの計画的な防災・減災対策の強化
- (8) 教員の健康および福祉の確保に向けた施策の実効性の確保、給特法の枠組みの

- 抜本的な見直しなど、教員の働き方改革への対応
- (9) ライドシェアの全面解禁に向けた動きへの対応
 - (10) 「公正な移行」の実現に向けた課題の深掘りとGX実行会議などでの意見反映。
次期「地球温暖化対策計画」と「第7次エネルギー基本計画」への対応
 - (11) 重要経済安保情報保護活用法の運用基準などへ連合の意見反映
 - (12) AIの活用に向けた、各種支援の検討や倫理的側面も含めた課題への対応
 - (13) 働き方改革関連法の見直しや、個人事業者等の安全衛生確保をはじめとする労働安全衛生法改正など、雇用・労働政策に関する法改正対応および政策実現に向けた各種運動の推進
 - (14) 事業譲渡等における労働者保護と労働債権の確保に向けた取り組み
 - (15) 2024 春季生活闘争の「評価と課題」を踏まえ、2025 春季生活闘争を推進
 - (16) 適正な価格転嫁、公正取引、中小企業支援の一層の推進
 - (17) 公契約条例制定に向けたさらなる機運醸成、および未制定の基礎自治体に対する条例制定に向けた、取り組みの推進と地方連合会支援
 - (18) 地域別最低賃金の「誰もが時給1,000円」到達に向け前進をはかるとともに、特定（産業別）最低賃金の枠組み堅持と水準の引き上げ、新設に向けた取り組み
 - (19) 「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」に向けた取り組み

2025 年度活動計画（案）

1. 社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

- (1) 2025 年度予算編成・税制改正に向けては、日本の構造課題の解決と将来不安払しょくに向けた抜本的な対策、財政規律の強化と歳出構造の見直し、所得再分配機能の強化や低所得者支援の充実などに取り組む。あわせて、連合の「税制改革構想」の点検を行う。
- (2) 国民の理解と信頼回復を前提に、マイナンバー制度の活用による公正・公平な税制、安心・信頼の社会保障制度、行政や社会のデジタル化による国民の利便性向上などの実現に取り組む。
- (3) 医療・介護・幼児教育・保育など社会保障サービスを担うすべての労働者の賃金・労働条件のさらなる改善により人材確保を進める。また、医療・介護など良質で切れ目のない提供体制の構築をするとともに、生活困窮者自立支援の実施体制や居住支援の抜本強化をはかる。
- (4) 財政検証の結果を踏まえ、社会保険の適用拡大、基礎年金の将来的な給付水準の引き上げなどに取り組む。働き方やライフスタイルなどの多様化を踏まえ、中立的な社会保険制度の構築に向けた考え方を構築するとともに、連合の「社会保障構想」の点検・見直しを行う。
- (5) 社会全体で子どもたちの学びを支えるとともに、教育の質的向上に向け、給特法改正の議論において、学校の働き方改革の実効性が向上するよう取り組む。また、連合の「教育制度構想」の点検を行う。
- (6) 自然災害の被災者に対する生活再建支援の拡充として、自立支援に向けた住宅補助の拡充など被災者に寄り添った支援のあり方を検討するとともに、ライフラインなどの計画的な防災・減災対策の強化をはかる。

2. 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

- (1) 重要経済安保情報保護活用諮問会議では、労働者保護の視点から、不利益取り扱いの禁止の実効性担保策について連合の意見を反映させる。また、AIの活用に向けた各種支援の検討や、倫理的側面も含めた課題への対応を検討する。
- (2) 「公正な移行」の実現に向けた課題を深掘りし、GX実行会議、次期「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」の議論において連合の意見反映に努める。あわせて、気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)を通じた国際的議論への参画する。連合エコライフ運動など職場や地域・家庭における脱炭素の取り組みも促進する。
- (3) ライドシェアの全面解禁に向けた動きに対しては、連合の取り組み方針に従って対応する。
- (4) 「連合の森」を活用した活動や「ノーマイカーデー」、「自然環境保全運動(列島クリーンキャンペーン月間の取り組み)」を引き続き推進する。また、地域協議会においては、地域の環境問題に積極的に取り組む。
環境保全とNPO団体支援事業(障がい者就労支援)として、連合島根「リ・ブック」の取り組みを引き続き展開し拡大を図る。
- (5) 「食とみどり・水を守る島根県労農県民会議」～「フォーラムしまね」から受け継いだアフリカ支援米の取り組みを継続し、食の安全や地産地消、農業体験等の要素を踏まえたボランティア活動としていく。
- (6) 特定非営利法人「フードバンクしまねあったか元気便」の運営に関わり、食への支援を推進し、就学支援につながる運動展開を行う。
- (7) 「地SUN地SHOW祭り」の継続開催を行い、地産地消・食育・食の安全等を県民に対し発信していく。

3. すべての働く仲間のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- (1) 経済・社会の環境変化に適切に対応し、労働者の雇用と生活の安定につながるよう、産業政策などと連携し、雇用政策の強化に取り組む。また、改正雇用保険法の周知・啓発や、労働保険特別会計の財政安定化、被災地を含む地域における雇用創出事業、マッチング機能の強化など、雇用のセーフティネットの維持・拡充を求める。
- (2) 非正規雇用で働く者や障がい者などを含め、誰もがキャリア形成の機会を確保できるよう、「人への投資」に関する財政支援の拡充とともに、現場人材をはじめとするスキル評価制度の構築、中小企業などへのノウハウ提供に向けた人的支援や相談援助機能の強化などを求める。
- (3) 法改正などについては、重点政策を踏まえ以下の通り対応をはかる。
 - 労働基準法の改正も見据え、構成組織等と連携し、労働時間法制や労使コミュニケーションのあり方について、労働者保護の観点から対応をはかる。
 - 担保法制の見直しにおいては、ILO第173号条約(労働債権の保護)の趣旨を踏まえ、労働債権の優先順位の引き上げなどを通じて、倒産法制における労働者保護の強化を求める。また、あらゆる事業再編時において、労働契約の承継や解雇の制限、労働組合等への事前の情報提供や協議の義務づけなど、労働者保護ルールの法制化を求める。
 - 3年以内に施行される育成就労制度への移行期間も含めた技能実習制度の適正な運用確保と、見直し内容の周知、丁寧な相談・支援を求める。また、外国人労働者の権利や人材育成など見直しの実効性が担保されるよう、公的な場において労使を含む関係者による総合的な議論を行う。

○事業性融資推進法の政府令等の制定・改正について、企業価値担保権の実行時などにおける雇用および労働債権の保護ルールの強化を求める。

(4) 「働き方改革関連法」定着に向け、Action!36 の取り組みや職場点検活動などを通じ、労働時間管理や 36 協定の適正化の徹底、働き方の改善につながる商慣習の見直しを推進する。また、有期契約労働者等と正規雇用労働者との間の不合理な待遇の是正に向けた労働条件改善の取り組みを推進する。「働き方改革関連法」の検討にあたっては、実効性の向上をはかる観点からの適切な実態把握と検証が行われるよう求める。

(5) 第 6 次連合労働安全衛生取り組み指針にもとづき、物理的な職場環境改善やメンタルヘルス対策などの取り組みを進める。また、ストレスチェックをはじめとするメンタルヘルス対策や高齢労働者対策など、14 次防の重点対策の促進に向けた周知啓発、および必要な措置を講ずるよう求める。

個人事業者等が、労働者が行う作業と類似の作業を行う場合、退避や立入禁止に関する措置などについて、労働者と同じ安全衛生水準を確保するよう法制化を求める。

(6) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、構成組織・地方連合会と一体となって取り組み、導入を阻止する。

(7) 官公部門連絡会および関係団体と連携し、公務職場および教職員の働き方改革を推進する。また、公契約条例の制定に向けての取り組みやそれに代わる得る自治体取り組みへの政策提言等に積極的に取り組む。

(8) 連合島根は引き続き県内における「過労死ゼロ」を目指し、「山陰過労死等を考える家族の会」等の関係団体と連携し、シンポジウム等の開催に協力する。

4. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

(1) 2024 春季生活闘争まとめと取り巻く情勢を踏まえ、物価上昇を上回り生活向上を実感できる「賃上げ」の継続・定着と「すべての労働者の立場にたった働き方の改善」など総合生活改善闘争に取り組むとともに、企業規模間、雇用形態間、男女間などの格差是正をはかり、労働条件の社会横断化を促進する。

(2) 中小企業の経営基盤強化と地域社会の活性化をはかるため、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて「パートナーシップ構築宣言」の推進に取り組むとともに、経営諸団体との連携を強化し、各種フォーラムなどを通じて公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを推進する。

(3) 最低賃金が社会的セーフティネットとして機能し得るよう、労働の対価としてふさわしい水準への引き上げおよび地域間額差の是正に努める。

(4) すべての働く仲間が生きがい・働きがいを通じて豊かに働くことのできる社会をめざして、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をはかる。

(5) 地域間格差を是正する島根県最賃の取り組みに加え、県内 6 業種の特定最低賃金の引き上げに努力する。また、企業内最低賃金の締結と現有の協定内容の向上を目指した取り組みを推進する。

5. 福祉事業団体等との連携と組合員の生活を守る活動

中国労働金庫、こくみん共済 coop や島根県労働者福祉協議会と協力し、勤労者の福祉、福利厚生の実現を図る取り組みを強化していく。また、福祉事業団体の経営実態や環境について理解すると共に、持続可能な経営環境構築に向けた努力を運動として進める。組合員の利用拡大と誰もが取り組める「NPO 寄付システム」や「自

賠償共済」の推進などを地域・職域で推進していく。

6. 連合島根「政策・制度要求と提言」の策定と政策実現

(1) 県民や勤労者の要望を実現するため、島根県に対して「政策・制度要求と提言」を実施する。

知事をはじめ、推薦首長らと連携し、政策懇談会を積極的に実施していく。

(2) 各地協・地区会議においても、勤労者の地域課題を掘り起こし、各自治体に対する「要求と提言」を提出し、地域における政策実現を図る。

(3) 分野別の政策課題については連合本部の「2024～2025年度 政策・制度要求と提言」に掲げる方針等を基本に対応を図る。

(4) 人口減少社会の課題について検証して行く為の「意識実態調査」を実施する。結婚・出産・子育てなどの意識実態を把握しつつ政策提言等に結び付けていく。

(5) 島根原子力発電所2号機の再稼働に関する課題に関しては、引き続き、国や島根県・松江市の対応を見守りつつ、住民目線での安全対策や避難計画等の課題に照らし、執行委員会や政策・制度委員会を通じた対応を図る。また、他の地域での取り組みも視野に施設見学や研修会に積極的に取り組む。

【重点分野－3】

ジェンダー平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

1. 2024年度の取り組みで達成された内容

- (1) カスタマー・ハラスメント対策や就活生のみならず求職者一般に対するハラスメント対策の法制化に向けた政党対応を行った。厚労省の有識者会議において法制化の方向で報告書が取りまとめられた。
- (2) L G B T理解増進法の成立・施行に伴いジェンダー平等・多様性推進委員会において学習会を開催するとともに、今後の基本方針、指針の策定に向けて関係団体などと意見交換を行った。
- (3) 民法（家族法）改正において、子の福祉確保に向けて審議会および国会対応を行った。
- (4) 「共働き・共育て」の観点から、育児・介護休業法の改正にかかる審議会および国会対応を行った。
- (5) 構成組織、地方連合会におけるジェンダー平等を推進するため、比較機能を有効にした「ジェンダー監査」ならびにツールを作成・配布した。
- (6) 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ1の計画期間が終了することから、P Tを立ち上げ、フェーズ1の総括を行うとともに、フェーズ2の内容について検討を行った。
- (7) 職場、社会、労働組合におけるジェンダー平等を推進するため、ジェンダー平等推進中央集会、3.8国際女性デー中央集会を開催した。
- (8) 各組織からの「職場からはじめよう運動」の取り組み状況報告を活用した、組織内における多様な働く仲間への課題解決に向けた活動を展開した。
- (9) 非正規雇用、フリーランスを含む曖昧な雇用、外国人労働など、多様な働く仲間の課題解決に向けた各種団体との連携の推進、情報の提供などを行った。
- (10) 隔月毎に労働相談情報共有会（学習会）の実施と労働相談ウォッチの発信を行った。
- (11) 地方ブロック組織拡大関連会議への出席等により労働相談センターの役割・情報共有のあり方の周知を行った。
- (12) 政策関連各局へ労働相談事例等を必要に応じ共有した。

2. 残された課題

- (1) カスタマー・ハラスメント対策や就活生のみならず求職者一般に対するハラスメント対策の法制化に向けた審議会対応
- (2) L G B T理解増進法の基本方針および指針の策定に向けた懇談会（仮）対応
- (3) 男女間賃金格差の是正をはじめとした、女性活躍推進法の改正にかかる審議会対応
- (4) 改正育児・介護休業法を踏まえた労働組合の取り組み方針策定・周知
- (5) 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の周知と取り組み推進
- (6) 職場、社会におけるジェンダー平等、男女平等参画促進に向けた取り組み
- (7) 職場から始めよう運動の事例の活用状況の把握
- (8) 若者へのワークルールの周知に向けた取り組み
- (9) 多様化する労働相談への対応力の維持・向上に向けた取り組み
- (10) 労働相談センターと地方連合会のさらなる連携強化に向けた取り組み

- | |
|---|
| (11) 労働相談データの精査・政策への活用
(12) 労働相談から組織拡大ターゲットの分析・仕組みづくり
(13) 「ゆにぽ」に CHAT GPT 機能追加についての精査・検討 |
|---|

2025 年度活動計画（案）

1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいを持って働くことのできる職場・社会の実現
 - (1) カスタマー・ハラスメント対策や就活生のみならず求職者一般に対するハラスメント対策の法制化に向けて労働政策審議会雇用環境・均等分科会や国会対応を行う。また、ハラスメント行為そのものを禁止する国内法の整備に向けて取り組むとともに、ILO第190号条約の批准に向けた取り組みを推進する。
 - (2) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」にもとづく基本計画および指針の策定に向けて、政府の懇談会（仮）に対応するとともに、差別禁止に向け取り組む。
 - (3) 選択的夫婦別氏制度の導入、同性パートナーの権利確保など、法の整備を政府に要請するとともに、多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会に向けた取り組みを推進する。また、改正民法（家族法）が法の趣旨に沿って子の福祉の確保に資する運用がされるよう、法務省要請をはじめとした取り組みを行う。
 - (4) 日本で働く外国人労働者や留学生の諸課題に向き合い、互いに認め合う「共生」に向けた環境整備を推進する。
2. 男女平等参画、ジェンダー平等の推進、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み
 - (1) 政府の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、政治、経済など、あらゆる分野におけるクォータ制の導入も含めたポジティブ・アクション強化に向けた取り組みの一層の推進を求めるとともに、労働組合における女性参画の促進に取り組む。
 - (2) 労働組合における意思決定過程への女性参画促進のため、各種リーダー養成講座などを開催する。
 - (3) 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2を周知し、計画にもとづく取り組みを推進する。
 - (4) 女性活躍推進法の見直しにかかる労働政策審議会雇用環境・均等分科会および国会対応を行うとともに、男女間賃金格差をはじめとする格差是正に取り組む。
 - (5) 改正育児・介護休業法を踏まえた労働組合の取り組み方針を策定・周知し、春季生活闘争における取り組みを推進する。
 - (6) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の着実な実施を政府に要請する。
 - (7) 連合島根「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の推進と達成に向けた取組を展開する。ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、継続した研究・研修・推進を図っていく。
3. 「フェアワーク」推進の取り組み
 - (1) 多様な働く仲間の処遇改善と組織化に向けて「職場から始めよう運動」の着実

な取り組みを推進するとともに、各組織の取組との意見交換を通じて、これまでの取り組みを検証する。

- (2) 多様な働く仲間の課題解決に向けた関係団体との連携を強化する。
- (3) 若者に対するワークルール周知に向けた取り組みを推進する。

4. 連合労働相談対応の強化に向けた取り組み

- (1) 多様化する労働相談への対応力向上、強化に向けた研修機会の提供や各種器材の充実をはかる。
- (2) 労働相談からの労働組合づくりの強化に向けて、労働相談センターと地方連合会、オルガナイザーなどとの連携強化をはかる。
- (3) 労働相談データの活用による傾向分析や実態把握に努め、連合の政策実現および組織拡大に向けた取り組みを強化する。
- (4) 「ゆにぼ」の安定的運用と外国人労働者はじめ各方面への更なる周知に努め活用を高める。
- (5) あらゆる媒体（周知街宣・新聞・TV・ラジオ・FB…）を駆使し、労働相談ダイヤルの存在をPRするとともに労働者の課題解決に取り組む。

【推進分野－１】

社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

1. 2024 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 「ゆにふぁん」について振り返りに関するアンケートを行った。また、加盟組織の社会貢献活動の取材などを通してゆにふぁんの認知度向上を図った。
- (2) 「『連合・愛のキャンパ』の助成、支援の審査基準」にもとづき、国内外の自然災害に対して被災救援金を拠出した。（台湾地震：ITUC－AP自然災害救援基金へ 50 万円、令和 6 年能登半島地震：連合新潟へ 100 万円、パプアニューギニア地滑り：ITUC－AP自然災害救援基金へ 50 万円）
- (3) 2024 年度「連合・愛のキャンパ」中央助成 67 団体、地域助成 43 団体の計 110 団体へ合計 66,450,000 円を助成した。（※別途 8,010,520 円を自然災害等支援・救援分として計上）
- (4) 平和 4 行動（沖縄、広島、長崎、根室）については各現地にて開催し、戦争の実相を将来に継承する取り組みを行った。
- (5) 「世界人権宣言 75 周年記念東京集会」への参加や、部落解放中央共闘会議と連携して就職差別撤廃に向けた総務省や厚労省への要請行動を実施した。
- (6) 構成組織、地方連合会に対して「就職差別撤廃取り組み期間」（例年 5～8 月）における差別撤廃に向けた取り組み集約を行った。
- (7) 令和 6 年能登半島地震を受け、対策本部を設置し、被害状況や被災地ニーズを集約するとともに、連合会長声明、救援キャンパ、政府および政党への要請行動、救援ボランティアの現地派遣などに取り組んだ。
- (8) 「防災国民大会（ぼうさいこくたい）2023」へ出展し、連合の自然災害に対する取り組みを周知したほか、防災・減災を目的に「2024 連合・防災セミナー」を実施した。

2. 残された課題

- (1) 「ゆにふぁん」を通じ、労働組合による社会貢献活動のさらなる周知・拡散および活動への参加につなげる取り組み
- (2) 「連合・愛のキャンパ」との連携を通じた「ゆにふぁん運動」のさらなる周知・拡散および活動への参加
- (3) 多様化する今日的な人権に関わる諸課題について、関係各局と連携した運動の展開

2025 年度活動計画（案）

1. 支え合い助け合い運動の推進

- (1) 「ゆにふぁん運動」の振り返りを行うとともに、さらなる浸透・拡充に向けて、組合員、地域住民、NPO・NGOなどとのつながりの深化に取り組む。
- (2) 「連合・愛のキャンパ」について、構成組織・地方連合会と連携し支援団体の精査に努めるとともに、「ゆにふぁん」との有機的連携を行うことなどにより支援団体のフォローアップ活動に取り組む。
- (3) 国連が 2025 年を「国際協同組合理年」（2012 年以来 2 度目）と定めたことを踏まえ、労働者自主福祉運動など労働組合と協同組合の連携の意義を改めて社会に発信するべく、労働金庫、こくみん共済 coop、労福協など関係組織と連携して

取り組む。

2. 平和運動の推進

- (1) 戦争の実相を将来に継承する取り組みを進めるとともに、平和4行動においては現地参加による体験者の拡大と参画意識の醸成に取り組む。
- (2) 連合平和4行動の運動課題である、①在日米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的見直し、②核兵器廃絶と被爆者支援、③北方領土返還と日ロ平和条約の締結、の着実な前進に向けて関係団体と連携した取り組みを強化する。
- (3) 世界平和実現のため、国際労働組合総連合（I T U C）や平和首長会議などとの連携による運動を展開する。
- (4) 次期N P T再検討会議に向けて、原水禁、K A K K I Nと連携をはかり核兵器廃絶に向けた取り組みを推進するとともに、被爆80年の節目を迎える2025年においては、次世代とも連携しながら核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けた取り組みを強化する。
- (5) 竹島学習を推進し、固有の領土である竹島返還運動を強化する。平和行動 i n 根室の集会において、連合中国ブロックと協力し竹島問題のP Rおよび正しい認識と重要性について訴える。

3. 多様化する人権に関わる課題への対応

- (1) 多様化する今日的な人権に関わる諸課題について問題意識を共有し、各局連携した運動の展開をはかる。
- (2) 人権侵害救済法（仮称）の制定、就職差別の撤廃、北朝鮮による日本人拉致問題などの継続課題について、関係団体と連携した取り組みを推進する。
- (3) 就職差別撤廃や就職差別・SNSでの誹謗中傷問題など「部落解放・人権政策島根県実行委員会」と連携し対応していく。

4. 自然災害への取り組み強化と事業継続計画（BCP）の策定

- (1) 自然災害からの復興・再生に向けた取り組みを継続する。
- (2) 地域での防災・減災対策、災害時要援護者や女性、子ども、外国人など災害弱者対策の強化・充実に取り組むとともに、環境に応じたボランティア活動など支援のあり方についての検討を進める。
- (3) 連合本部・事業継続計画（BCP）策定・更新と運用サイクル（教育・訓練など）の実践、地方連合会とのさらなる連携を行い、必要に応じて構成組織とノウハウの共有をはかる。
- (4) 県内での自然災害発生の際に、連合のスケールメリットを活かしたボランティア支援などの連帯活動を組織的に実践するため策定した、連合島根「ボランティア基本計画」に基づきボランティア派遣など積極的な対応を図る。また、連合本部及び中国ブロックからの災害復旧支援ボランティア要請等に積極的に対応する。また、山陰地方における風水害、太平洋地域における南海トラフ地震を想定し、連合島根・鳥取・徳島・高知の4地方連合会で別途締結した相互支援協定に基づき必要な支援体制等の整備を進める。
- (5) 日本ボランティアコーディネーター協会の提供する検定プログラムを基に、地域社会でボランティアに積極的に関わる人材を育成していく。

【推進分野－２】

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

1. 2024年度取り組みで達成された内容

- (1) 2023年の第212臨時国会および2024年の第213通常国会開会中に、立憲民主党、国民民主党それぞれとトップ懇談を行い、春季生活闘争をはじめとする課題や各種選挙に関わる相互の考え方・方針などについて意見交換し、認識の共有に努めた。
- (2) 「連合 政策・制度推進フォーラム（連合フォーラム）」について、連合の政策・制度実現に向けて構成員との連携をはかるとともに、選挙結果等を受けて入退会の手続きを行った。
- (3) 「連合出身議員政治懇談会（連合政治懇）」の会員議員と連携し、総会や勉強会の開催にあたって側面的な支援を行うとともに、連合の重点政策や法案対応、選挙の方針などについて意見交換を行った。
- (4) 「連合の政治方針」に則り、2023年10月の衆参補欠選挙（衆議院長崎県第4区、参議院徳島県・高知県選挙区）、2024年4月の衆議院補欠選挙（衆議院島根県第1区、衆議院長崎県第3区）において、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組んだ。
- (5) 2023年12月に擁立構成組織政治担当者会議（学習会）を開催し、近年の各級選挙で取り組みが顕著となってきているネット選挙について、ポイントや戦術の具体例などを学習した。
- (6) 2024年5月に政治活動マニュアル「国民投票法のしくみ」を作成し、データ配信を行った。
- (7) 2023年11月に「第50回衆議院選挙の基本方針」を確認し、2024年5月にはそれを一部補強・修正する形で「当面する国政選挙に臨む連合としてのスタンス」として確認した。また、2025年7月の第27回参議院選挙に向けて、2024年2月に「当面の取り組み」を確認し、「連合出身議員政治懇談会」の改選を迎える現職議員等の推薦手続きを先行して開始した。
- (8) 今後の女性の積極擁立や政策課題の取り組みにつなげることを目的に、地方における組織内議員数および女性比率等の調査を進めている。

2. 残された課題

- (1) 「連合の政治方針」で掲げる「連合の求める政治」の実現のための働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大、立憲民主党・国民民主党との連携強化
- (2) 第27回参議院選挙に向けた取り組み
- (3) 主権者教育や政治分野における男女共同参画のさらなる推進、国会改革と選挙制度改革

2025年度活動計画（案）

1. 政治活動の基本

- (1) 目的と政策を共有する政党・政治家との連携を強化し、現与党に代わって政権を担い得る政治勢力の結集をはかる。
- (2) 連合の政治活動のあり方などについて、様々な機会を通じて構成組織・地方連合会との意見交換を進める。

2. 政治活動の具体的推進

- (1) 「第 27 回参議院選挙の基本方針」を策定し、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。
- (2) 国政選挙の補欠選挙など、重点的に取り組むべき選挙が実施される場合には、「連合の政治方針」に則り、当該地方連合会と連携して取り組む。
- (3) 「連合出身議員政治懇談会（連合政治懇）」を軸に、「連合 政策・制度推進フォーラム（連合フォーラム）」と連携し、連合が開催する各種シンポジウムや集会、政策勉強会など、様々なチャンネルを通じて、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざす。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- (1) 指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入をはじめ、国民の権利保障に資する投票環境の整備に取り組む。
- (2) 参議院選挙における合区の解消、政治分野における男女共同参画の推進、情報の透明性の確保と審議の充実や運営の効率化などの国会改革を求めて、提言・要請活動に取り組む。
- (3) 選挙妨害や迷惑防止条例違反をはじめとする行き過ぎた選挙運動事例に鑑み、有権者の適正な参政権行使に資する公職選挙法の改正等について検討を進める。
- (4) 第 27 回参議院選挙に向けて、主権者教育の推進、投票行動の促進、インターネット選挙運動の積極展開に関する学習資料や政治活動マニュアルなど、各種器材を改訂・発行する。

4. 地方政治の活性化

- (1) 地方連合会が有する議員懇談会等との意見交換などを通じて、地方における政策実現力の強化や、なり手不足の解消に向けた政策を検討し、「政策・制度 要求と提言」「地方のてびき」への反映を進める。
- (2) 2025 年 10 月までに実施される国政選挙、地方選挙では、構成組織、地方連合会、地域協議会が積極的に連携をはかり、推薦候補者全員の当選に向けて取り組む。
- (3) 各種選挙に各構成組織は、組織内候補者を積極的に擁立する。
- (4) 連合島根においても連合統一候補（A 型推薦候補）の擁立を視野に、政治団体「連合みんなの会」の活動を継続し、議論を深める。
- (5) 連合島根は野党共闘を図る民主ネットワーク会議（連合島根・立憲民主党・国民民主党）を継続して開催し、情報共有と連携を図ると共に、「連合島根推薦議員懇談会」を開催するとともに、連合島根の重点課題および政治方針など課題に応じて連携強化を図る。
- (6) 推薦県議会議員との定期協議を引き続き定例県議会前に開催するとともに、各地協および地区会議においても同様に連携を強化する。
- (7) 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書および「組織内議員拡大マニュアル」・参議院議員選挙アンケート結果をもとに、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。

<首長選挙予定>

市町村名	任期満了日
飯南町	2025年1月29日
雲南市	2025年1月30日
出雲市	2025年4月16日
松江市	2025年4月23日
浜田市	2025年10月22日
大田市	2025年10月29日
津和野町	2025年10月29日
吉賀町	2025年10月29日

<市町村議会議員選挙予定>

市町村名	任期満了日
雲南市	2024年11月27日
西ノ島町	2025年2月28日
出雲市	2025年4月16日
松江市	2025年4月23日
奥出雲町	2025年4月30日
邑南町	2025年4月30日
隠岐の島町	2025年4月30日
飯南町	2025年7月31日
美郷町	2025年7月31日
浜田市	2025年10月22日
吉賀町	2025年10月29日
安来市	2025年10月31日

【推進分野－3】

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

1. 2024年度取り組みで達成された内容

- (1) ミャンマーなどの人権・労働組合権の擁護および民主化支援強化に向けた外務省への要請、ミャンマー国民統一政府(NUG)との意見交換などを実施した。
- (2) ITUCからの要請にもとづき、ミャンマーへの国際連帯資金などを通じた支援を行った。
- (3) 第112回ILO総会において日本のILO第87号条約の適用状況(公務員の労働基本権の制約状況)に関する個別審査が実施された。
- (4) ビジネスと人権に関する学習会を開催するとともに、関連の政府主催諸会議(円卓会議・作業部会)へ連合委員が参画し、労働組合の立場から意見反映を行った。
- (5) 平和行動(広島・長崎)へ、トリアングルITUC書記長を招待するとともに、核兵器廃絶に向けた国際連帯を確認した。
- (6) ITUC、OECD-TUACとの連携のもとL20サミット(ブラジル・フォルタレザ)およびL7サミット(イタリア・カリアリ)へ参画し、政策課題に対して連合としての意見表明を行った。
- (7) 韓国労働組合総連盟(FKTU)とのトップ定期協議を実施した。その他、ITUC加盟ナショナルセンター(ドイツDGB、台湾CFLなど)との交流・意見交換を実施した。
- (8) 2024年OECD閣僚理事会(MCM)および事前コンサルテーション会合へ参画し、労働組合の立場から意見反映を行った。
- (9) JILAFとの連携による中国での労使関係・労働政策セミナーを実施した。

2. 残された課題

- (1) ILOの中核的労働基準10条約、とりわけ第111号条約の批准

2025年度活動計画(案)

1. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1) 人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援する。とりわけ、ミャンマーについては、ミャンマー労働組合総連盟(CTUM)との二組織間の支援を中心に、国際組織(ITUC、ITUC-AP、ILO)との協働関係の中で積極的な役割を果たすことにより、民政復帰と労働組合活動の正常化に引き続き取り組む。また、国際労働財団(JILAF)との連携のもと、タイへのミャンマー人越境労働者を対象とした生活改善・底上げ支援などに取り組む。
- (2) ILO第111号条約の早期批准に向けて、ILO議連との連携、L20サミット、L7サミット、日EU・EPAなどの国際的な場面、ビジネスと人権関係諸会議での対応などを通じ、引き続き取り組む。
- (3) ビジネスと人権について、学習会の開催などを通じた周知に努めるとともに、2025年の国別行動計画の改定を見据えて政府主催諸会議への参画と「ビジネスと人権に関する連合の考え方」を踏まえた意見反映を行う。

2. 国際組織との連携強化

- (1) 2025年のL20サミット（南アフリカ）、L7サミット（カナダ）に積極的に参画し、連合のプレゼンスを強化する。
- (2) 2025年6月の第113回ILO総会において、生物学的危険に対する労働者保護やプラットフォーム労働におけるディーセント・ワークの確保に関する国際労働基準策定の議論が行われることから、ITUCなどと連携し労働組合・労働者に資する基準となるよう、議論に参画する。
- (3) 韓国労働組合総連盟（FKTU）とのトップ定期協議を実施する。その他ITUC加盟組織や近隣の主要ナショナルセンターとの二国間協議・交流の実施についても必要に応じ検討する。
- (4) アジア太平洋地域におけるディーセント・ワークの実現に向け、ITUCアジア太平洋地域組織（ITUC-AP）の諸活動に積極的に参加する。
- (5) グローバルユニオンの活動および世界の労働運動をリードする欧州各国労組から情報収集し、国内の取り組みなどに活かす。
- (6) 「NGO-労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク（CL-Net）」を通じて、NGOと連携・協働し、国際的な課題の解決に引き続き取り組む。

3. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (1) ナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）のさらなる運用改善と労使紛争の迅速な調停・解決を引き続き求める。
- (2) アジア地域における日系多国籍企業の建設的労使関係の構築と労使紛争の未然防止に向け、JILAFと連携した多国間会議を実施する。
- (3) 海外での労使紛争解決に向けて、GUFs、構成組織と連携して問題解決を促進する。

【推進分野－４】

連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人財の確保・育成と労働教育の推進

1. 2024年度の取り組みで達成された内容

- (1) 地方ブロック代表者会議において、「総合的な人財戦略プログラム」の進捗状況を報告するとともに、「連合運動を支える人財の確保と育成について」意見交換を行った。
- (2) 次世代の労働運動を担うリーダーの育成に向けて Rengo ユースター・カレッジ第3期を実施した。また、Rengo アカデミーや連合大学院を人財育成に活用するよう各種会議等で構成組織・地方連合会に積極的に周知した。
- (3) 全国47都道府県のテストセンターで受検するオンライン方式（CBT試験方式）を導入するとともに、検定期間を平日含めた9日間にすることで（これまでは1日開催）、受検機会を拡大および受検者の利便性の向上に寄与した。
- (4) I L E Cや地方連合会と連携し、大学寄付講座など将来を担う若い世代への労働教育を推進した。
- (5) 在外公館に派遣している8名の外交官（連合アタッシェ）について、一時帰国休暇のタイミングなどをとらえ、外交活動や館務に関する聴取・フォローアップを実施するとともに、帰国した8名の帰国報告会を開催した。また、国際的な場で活躍可能な人財を育成する観点から、J I L A F「第8回グローバル人材養成研修」に参加した。

2. 残された課題

- (1) 「総合的な人財戦略プログラム」における5つの対応策の具体的検討と実行
- (2) 人財確保に向けた具体的しくみの検討・構築
- (3) 既存の教育・研修カリキュラムなどを有効活用できる環境整備
- (4) 各種研修会への構成組織・地方連合会のさらなる参画促進
- (5) ワークルール検定の受検者数の増加および事務局体制や財政の安定化
- (6) 大学寄付講座など若年世代への労働教育の充実・拡大

2025年度活動計画（案）

1. 連合運動を支える人財の確保と育成

- (1) 「総合的な人財戦略プログラム」での提言を受け、検討を進めてきた5つの対応策（①人財バンク（仮称）の創設・運営、②将来の担い手確保に向けた取り組み、③キャリアモデルの策定、④教育研修の充実および利用促進、⑤人財交流の促進）について、連合本部・構成組織・地方連合会・関係団体などと連携し、着実な実行に移す。
- (2) 連合本部・構成組織・地方連合会が三位一体となり連合運動を支える人財を確保するためのしくみを検討・整備する。
- (3) 労働運動を担う組合リーダーの育成として、Rengo ユースター・カレッジを充実するとともに、Rengo アカデミーや連合大学院などの各種研修会を活用しながら、中央・地方でジェンダーバランスを踏まえた次世代リーダーの人財育成を推進する。
- (4) 労働運動を担う組合リーダーの育成として、Rengo ユースター・カレッジを新

たに立ち上げて活用するなど、中央・地方で次世代リーダー・女性リーダーを対象とした人財育成を推進する。また、コロナ禍で思うように活動をスタート出来なかった連合島根独自の労働学校（仮称）を創設する。労働運動の歴史・賃金制度・政治活動などを学び、次世代リーダー育成を推進する。

2. 連合と関係する組織と連携した人財・知見の活用

- (1) 様々な教育機関で輩出した人材をより活かすために、関係組織（連合総研、JILAF、ILEC、労福協、労委労協、退職者連合など）と連携し、その知見をもとに、連合の政策・運動面での強化・充実をはかる。

3. 組織内外における幅広い労働教育の推進

- (1) ワークルールの一層の普及・促進に向けて、ワークルールセミナーの実施など受検者数の拡大への施策を検討する。また、「ワークルール検定」の安定的な運営に向けて、体制面の整備など具体的な対応策を検討していく。
- (2) 大学（大学院含む）寄付講座、大学・高校出前講座など将来を担う若い世代への労働教育については、ILEC・地方連合会と連携し、充実・拡大に取り組む。

4. 国際人財の育成のための取り組み

- (1) 国際人財を育成するため、引き続き在外公館派遣やITUC、ITUC-AP、JILAFに人財派遣を行うとともに、フォローアップや各種研修プログラムなどの情報共有・積極的な参加への働きかけを継続・強化する。
- (2) 連合島根独自の海外労働事情調査および研修会の実施を行う。

【運動分野を支える基盤強化】

1. 2024年度の取り組みで達成された内容

- (1) 「『中央会費制度 実行プラン』における組織登録・交付金等の取り扱いについて」を確認し、これにもとづき中央会費制度における会費単価の算出根拠となる登録人員（見込み数）調査、各地方連合会への（新）地方交付金算定に必要な配分比率の検討、構成組織の地方連合会運動への参画調査の実施と構成組織による計画書作成に取り組んだ。
- (2) 中央会費制度に移行する政策活動資金の原資額を確認した。
- (3) 中央会費制度移行期間における会費単価の算出根拠となる登録人員（見込み数）を確認した。
- (4) 2023年12月に設置確認された財政・内部統制検証委員会（第1次）による検証で妥当であるとの確認を得て、中央会費制度移行期間における会費単価を確認した。
- (5) 地域協議会における「全国で統一的に取り組む2つのコア活動」と「地域で特色ある活動」が全国で足並みをそろえた取り組みとなるよう推進した。
- (6) 「地方ブロック連絡会運営要綱」にもとづいて地方・地域における組織拡大、ジェンダー平等・多様性推進、青年活動などに関する取り組みの活性化を推進した。
- (7) 新たな窓口担当による構成組織や地方連合会との日常的なコミュニケーションを実施した。
- (8) 産業別・業種別部門連絡会の運営方法の確認や好事例の共有を行い、さらなる活性化につなげることを目的に「2024年度産業別・業種別部門連絡会 議長・事務局長会議」を開催した。
- (9) 「労働組合の未来」研究会（連合総研と共同）の成果を2024年6月に報告書として公表し、シンポジウムや記者説明会などで組織内外に発信した。

2. 残された課題

- (1) 各地方連合会への（新）地方交付金額の検討・決定
- (2) 中央会費制度移行にかかる規約改正、構成組織に対する理解促進活動、地方連合会に対する対応支援
- (3) 第4回リスク評価・対応策の自主点検実施（2024.12～2025.3 予定）
- (4) 地方連合会に対する本部監査実施（2025年5-7月予定）およびその準備（実施細則新設、内部統制ガイドライン改訂とリスク評価・対応策の自主点検マニュアル整備、2025-2028本部監査方針策定・対応マニュアル整備）
- (5) 地域協議会活動の取り組み状況の把握と事例共有による活性化
- (6) 地方ブロック連絡会活動の活性化
- (7) ライフサポートセンターの今後のあり方の方向性にもとづく中央・地方段階における4団体連携の検討と具現化
- (8) 担当窓口による構成組織や地方連合会とコミュニケーションの充実
- (9) 産業別・業種別部門連絡会のさらなる活性化と運営体制の整備

2025 年度活動計画（案）

1. 持続可能な財政の確立に向けた取り組み

- (1) 中央会費制度における各地方連合会への（新）地方交付金については、配分比率にもとづき交付金額を決定する。また、構成組織による組合員の所在地登録の適正化を進めるとともに、「地方連合会運動への参画に向けた計画書」にもとづいた運動参画が着実に進むよう働きかけを行う。
- (2) 中央会費制度への移行期間における会費単価の確認（第 93 回中央委員会／2024 年 10 月 3 日）を受けて、構成組織に対する理解促進活動および地方連合会に対する対応支援を必要に応じて実施する。
- (3) 連合本部・地方連合会・地域協議会の会計管理体制（内部統制）の強化や財政の一体的な報告など、透明性の向上に継続的に取り組む。2025 年 5 月～7 月に、地方連合会に対する本部監査（2025-2028 サイクルの 1 年目）を実施する。
- (4) 政策活動資金の取り組みについては、企画委員会を中心に議論する。

2. 地方・地域の連合運動の活性化と構成組織との連携強化

- (1) 地域協議会の活動状況を把握し、各地方ブロック連絡会で地協活動推進会議を開催して、「全国で統一的に取り組む 2 つのコア活動」と「各地域の特色を生かした活動」が全国で足並みをそろえた取り組みとなるよう事例共有をはかる。
- (2) 「地方ブロック連絡会運営要綱」にもとづき、地方・地域における組織拡大、ジェンダー平等・多様性推進、次世代リーダー育成などの取り組みを活性化していく。
- (3) 関係 4 団体（労働金庫、こくみん共済 coop、労福協、連合）での連携を継続し、ライフサポートセンターの今後のあり方の方向性にもとづく中央・地方段階における具体的連携に取り組む。
- (4) 連合島根内の地域協議会改革について

本部方針に基づく地域協議会の活動領域見直しとともに、より地域協議会の活性化と島根県内をカバーする運動体と進化していくべく地協改革に取り組んできた。各地域協議会の円滑な運営と検証、インフラの整備に取り組む。

◆安来地区における運動基盤の整備

東部地域協議会に安来地区会議（仮称）の設置を行うべく、体制整備を加速する。

3. 連合全体の組織力の強化とコミュニケーションの充実

- (1) 担当窓口による構成組織や地方連合会との日常的なコミュニケーションを充実し、構成組織や地方連合会が抱える諸課題の解決に向けた組織的な対話活動の活性化をはかる。
- (2) SDGs をはじめ産業の枠を越えて向き合うべき課題など、企業活動における課題が高度化・複雑化し、また、産業横断的な政策課題が増えていることに対応するため、政策・制度の取り組みに関する構成組織と連合の連携のあり方について検討する。
- (3) 産業別・業種別部門連絡会については、産業・業種に関する取り組みを充実・深化させる場とし、部門連絡会の開催状況や好事例の共有化をはかるとともに、運営体制を整備する。連合島根内および連携組織として設置している「官公部門連絡会」「交運労協」「金属部門連絡会」「農政研」等の運動前進に向けて積極

的な支援を行う。

- (4) 「連合ビジョン」の内容点検と改革パッケージの検証を行い、必要な改善案について検討する。
- (5) 連合本部は、各局の調整機能の強化や一元管理、諸会議の開催方法などを現下の状況に照らして工夫し、構成組織や地方連合会の業務削減につなげる。
- (6) 「労働組合の未来」研究会の成果については、労働組合への理解・共感・参加を広げるため、引き続き組織内外に発信していく。